

【旭区】令和9年度発達相談員(心理職)の募集について

1 応募要件

令和9年4月1日時点で年齢が満64歳以下の者のうち、次のいずれかの条件に該当する者

- (1) 公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等において心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業し、乳幼児の発達相談に関する実務経験を3年以上有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院において心理学を専攻する研究科またはこれに相当する課程を修めて修了した者
- (4) (2)・(3)と同等の知識を有する者で、乳幼児の発達に関する深い理解のある者

※ 新版K式発達検査、田中ビネー知能検査を実施できる者を優先とし、これから学びたい方は要相談とします。

2 業務内容・勤務条件等

(1) 業務内容

主に未就学児の心理評価（発達評価）と養育者への支援
乳幼児健診の結果等に基づいて行う面接および処遇方針の検討

(2) 勤務条件

勤務日	月1～3回（応相談） 業務時間は半日1単位とし、午前または午後の従事につき各1単位とします。
勤務場所	旭区福祉保健センターこども家庭支援課
報酬	1単位15,000円

(3) 委任期間

委任開始の日から当該会計年度（会計年度とは、4月1日に始まり、翌年の3月31日までをいいます。）の末日まで。

3 募集人員

若干名

(次ページあり)

4 応募方法

申込期間	令和8年10月1日(木曜日)から令和8年10月16日(金曜日)17時まで
提出書類	(1) 横浜市が定める履歴書 (2) 横浜市福祉保健センター発達相談員申込書 (3) 横浜市 選考申込書別紙 作文 【テーマ】 発達支援に携わるうえで、専門職として大切だと考えることを述べなさい。 (字数800字以内) (4) 資格を証明する書類(応募要件(1)に該当する者のみ) (5) 大学の卒業証明書及び成績証明書(応募要件(2)に該当する者のみ) (6) 大学院の卒業証明書及び成績証明書(応募要件(3)に該当する者のみ) (7) 返信用封筒(結果通知用 長形3号封筒1部) 110円切手を貼り、返信先の住所・氏名を記入してください。 ※ (1)(2)(3)は、横浜市ホームページからダウンロードしてご提出ください。
申込方法	郵送又は直接持参 【郵送する場合】令和8年10月16日(金曜日)17時必着 〒241-0022 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4-12 旭区こども家庭支援課 発達相談員採用担当宛 ※ 郵送の場合、簡易書留又は特定記録をご利用ください。 【直接持参する場合】 旭区こども家庭支援課 本館3階こども家庭支援課窓口 ※ 開庁日の9時から17時までの受付となります。

5 選考方法

選考方法	一次選考：書類選考 二次選考：面接試験
一次選考	応募書類及び事前課題(作文)による選考を行います。 選考結果は、令和8年10月中旬頃に全員に通知します。
二次選考	面接による選考を行います。 令和8年10月中旬以降のうち、別途指定する日時 集合時間と場所は、一次選考合格者へのみお知らせします。 選考結果は、令和8年11月上旬から中旬頃に全員に文書で発送します。

(次ページあり)

6 その他

- (1) 提出書類は、パソコンまたは申込者の直筆で黒ボールペンを使用してご記入ください。
- (2) 提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 申込書等に虚偽の記載があった場合は、合格を取り消す場合があります。
- (4) 本選考に際して市が収集する個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (5) 選考会場までの交通費は自己負担とします。
- (6) この募集は、令和9年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、選考に合格していても任用されないことがあります。

7 問合せ先

旭区こども家庭支援課 本館3階こども家庭支援課

電話 045-954-6150 担当：菅井、長野

※電話・窓口へのお問合せは、平日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。